

各都道府県介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域支援事業交付金の人件費の算定について

計 3 枚（本送信票除く）

Vol.1

平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日

厚生労働省老健局振興課

【 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（法令係・内線 3937）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成18年12月11日

都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課
振 興 課

地域支援事業交付金の人件費の算定について

- 標記については、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料2-2「地域支援事業交付金に関するQ & A」問13（p55）において示したところであるが、種々の疑義が生じていたことから、これを廃止し、今般、改めて次のとおり具体的な取扱方針を示すこととしたので、この方針に従って適切な運用をお願いいたします。

1 人件費の算定方法

①委託型の場合

- ・ 地域包括支援センターに対し、包括的支援事業を委託するものであるため、人件費としてではなく、委託料として支払われるが、委託料は「人件費補助」という性格ではなく、人件費、物件費等さまざまな要素を含めた「事業実施に必要な経費」を、各市町村において、予算上適正に見込んだ額となる。

なお、国への交付申請及び実績報告において、委託料の算定根拠は求めるものではない。

②直営型の場合

- ・ 保険者である市町村が自ら実施する地域包括支援センターにおける「事業実施に必要な経費」として見込んだ額を算定することとなる。
- ・ 職員が包括的支援事業以外に介護予防支援業務を併任する場合にあって、当該職員の人件費のうち、包括的支援事業の実施に必要な額として市

町村があらかじめ予算上適正に見込んだ額を算定する。

- ・ なお、上記の人件費は、包括的支援事業が適切に実施されていれば、実際に包括的支援事業に従事した勤務時間割合によることなく、算定して差し支えない。

2 留意点

- ・ いずれの場合についても、包括的支援事業について、十分かつ適切に実施されていることが前提となるものであり、介護予防支援業務を優先し包括的支援事業の実施が不十分となるようなことは認められない。
- ・ また、包括的支援事業と介護予防支援業務は密接に連携すべきものであり、実態としても不可分一体に実施されるものであることから、包括的支援事業が適切に実施されていれば、実際に包括的支援事業に従事した勤務時間により算定する必要はない。

(連絡先)

厚生労働省老健局介護保険課

財政第1係 登内(とのうち)

振興課 中野

電話(03)5253-1111(内線2264)

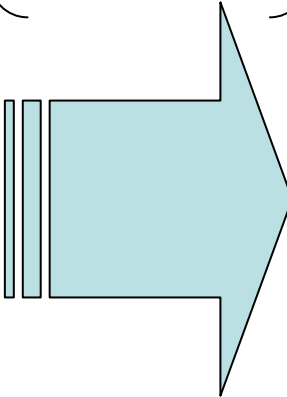
地域支援事業交付金の人件費の算定について

【問題の経緯】

平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料「2-2 地域支援事業交付金に関するQ & A」問13 (P55)

→ 包括的支援事業と介護予防支援業務を併任した場合「勤務時間割合」に応じて人件費を算定するとの取扱いを提示

疑義が生じているQ & Aを廃止し、次の取扱いに改める

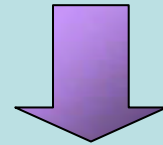


■しかし……

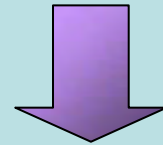
- 包括的支援事業と介護予防支援業務(予防給付のケアマネジメント)は一体的に実施されるべきもの
- また、実態としても、包括的支援事業と介護予防支援業務を明確に区分することはできない

【今後の方針】

包括的支援事業と介護予防支援業務を併任している場合も、各市町村が「事業実施に必要な経費」として予算上見込んだ額



上記により算定した額で概算交付



包括的支援事業を適切に実施

予算上見込んだ額で精算交付 (**勤務時間割合にとらわれない**)

※予算上見込んだ額以上に事業を実施した場合は追加交付が可能